



個人情報管理について(注意喚起)

国立病院機構が保有する個人情報については、漏えい等の事故が起きてしまうと、患者様や連携医療機関などへの実害や、国立病院機構の社会的信用を著しく低下させることにつながります。

<個人情報とは？>

個人を識別できる情報のことをいいます。診療録はもちろんのこと、患者様の氏名を羅列させただけの表などであっても、個人情報に該当します。

※ 平成28年1月より、個人情報保護の指針が改正された影響で、個人情報管理のルールが厳格化。
以下の行為は、原則として禁止です。

- USBメモリ等外部電磁的記録媒体の使用(※)
- 個人情報の病院外部への送信・送付(メール、FAX、郵送等)、持ち出し



事前に申請書による許可が必要

※ 業務上外部電磁的記録媒体で個人情報を保有せざるを得ない場合は、原則として病院がセキュリティ対策を施されたUSBメモリ等を貸与します。
〇〇までご相談ください。

<万が一、個人情報の漏えい・記録媒体の紛失等を起こしてしまったら>

- 直ちに職場長と事務部〇〇まで報告してください。
- ※ 不安から報告を遅らせることは事態の悪化を招くだけです。

<フェイスブック、Twitter等SNSの書き込みにも注意が必要です>

- 患者様個人が特定できてしまう情報はもちろん、その他の業務上の情報を書き込んではいけません。

<インターネットを介した情報流出を防ぐために>

- 不審メールは開いてはいけません。不審メールを受信した場合は、〇〇へ報告してください(万が一開いてしまったら、直ちに報告)。
- 個人情報のファイルを操作するときは、端末からLANケーブルを抜くなど、インターネットとの接続を遮断しなければなりません。

個人情報が入ったUSBメモリの管理について

なるべく個人情報を保存するために
USBメモリを使わない！！
(ポータブルHDの方がなくしにくい)

USB保存は
リスクの塊

使わざるを得ない場合の紛失防止策

しっかり身を守って！

- 保管場所を決める
(鍵のついたところが望ましい)
- 始業時・終業時の自己点検の徹底
(特に白衣の脱着の際に注意すること)
- ストラップ等の取り付け
(存在を際立たせて！ポケットに入れにくい！)
- 使用目的が終わった情報の破棄



万が一、個人情報が入ったUSBメモリを紛失すると。。

- 部署をあげての徹底的な搜索
(院内でなくした場合については、なくした場所へ入室可能な人についてのヒアリングの実施等)
- 紛失したUSBメモリに入っていた情報の対象者の特定
- 特定した対象者への謝罪&今後の対応の相談
- 個人情報紛失事案としてのプレスリリース
→ 新聞社などからの取材対応
- 紛失した当事者及びその管理者(院長etc)の処分